

高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な 特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の見直しについて

1 概要

(1) 条例の制定について

- 本条例は、バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律：平成18年法律第91号）により、条例で定めることとされた、公園の園路や広場など特定公園施設の設置に関する基準を定めたものである。
- 本条例で定めている基準は、バリアフリー法に基づく省令や、神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例施行規則の基準を、参酌したものとなっている。（資料2-2）

※特定公園施設

- (1) 園路及び広場、(2) 屋根付広場、(3) 休憩所及び管理事務所、
- (4) 野外劇場及び野外音楽堂 (5) 駐車場、(6) 便所、(7) 水飲場及び手洗場、
- (8) 掲示板及び標識

(2) 見直しについて

- 本県では、神奈川県条例の見直しに関する要綱（以下「要綱」という。）により、「県民の権利を制限する又は、義務を課すものなどについて、常に時代に合致したものとす」ことを目的として、5年ごとに見直しを行うこととされている。
- また、要綱により、「条例の改正又は廃止をする必要があるか否かについて、検討を行うにあたっては、関係審議会その他学識経験者の意見の聴取等の結果を適宜参考にする」こととなっている。
- 今回、こうしたことから、神奈川県公園等審査会において、意見を伺うものである。

2 県における見直しの概要

- 要綱により、「①必要性」、「②有効性」、「③効率性」、「④基本方針適合性」、「⑤適法性」の5つの視点で見直しを行う。（資料2-3）
- 県における見直し結果（案）としては、条例の見直し調書（資料2-4）のとおり、「条例の改正又は廃止の必要性はない」と考えている。

3 今後の予定

平成31年6月～ 県議会第2回定例会の建設・企業常任委員会で報告
見直しの結果を県ホームページに公表